

香川県企業職員倫理規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成19年 3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県企業管理規程第7号

香川県企業職員倫理規程の一部を改正する規程
香川県企業職員倫理規程（平成13年香川県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>香川県水道局企業職員倫理規程</u>	<u>香川県企業職員倫理規程</u>

附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。